

奈良県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、柿本土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年五月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	西川 保夫	葛城市柿本一四三―三
〃	西川 長一	〃 一三五
〃	吉村 勲	〃 一三八
〃	今西 文雄	〃 三三
〃	山本 美智子	〃 三一
〃	山本 孝志	〃 一四〇
監事	吉河 義則	〃 三九
〃	生野 忠弘	〃 一〇九―一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	今西 文雄	葛城市柿本三三
〃	山本 美智子	〃 三一
〃	山本 明美	〃 一四〇
〃	林 岳則	〃 二五―一
〃	山本 衛	〃 三六
〃	吉河 義則	〃 三九
監事	生野 忠弘	〃 一〇九―一
〃	吉村 勲	〃 一三八